

令和2年2月28日

令和2年第1回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会資料

(令和2年2月26日付託分)

附属資料

総務局

目 次

	ページ
1 知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例関連の新旧対照表……………	1
2 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 新旧対照表……………	5
3 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例関連の給料表・新旧対照表……………	6
4 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の 一部を改正する条例関連の新旧対照表……………	16

1 知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例関連の新旧対照表

知事及び副知事の給与等に関する条例（昭和28年神奈川県条例第8号）新旧対照表

<第1条関係>

改 正	現 行
<p>第3条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の172.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の103.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の51.75</u></p>	<p>第3条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の167.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の100.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の50.25</u></p>

<第2条関係>

改 正	現 行
<p>第3条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の170</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の102</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の51</u></p>	<p>第3条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の172.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の103.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の51.75</u></p>

教育長の給与等に関する条例（昭和24年神奈川県条例第42号）新旧対照表

<第3条関係>

改 正	現 行
<p>第3条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める</p>	<p>第3条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める</p>

改 正	現 行
割合を乗じて得た額とする。 (1) 6月 <u>100分の172.5</u> (2) 3月以上6月未満 <u>100分の103.5</u> (3) 3月未満 <u>100分の51.75</u>	割合を乗じて得た額とする。 (1) 6月 <u>100分の167.5</u> (2) 3月以上6月未満 <u>100分の100.5</u> (3) 3月未満 <u>100分の50.25</u>

<第4条関係>

改 正	現 行
第3条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在)において、期末手当基礎額(職員の給与に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。)に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6月 <u>100分の170</u> (2) 3月以上6月未満 <u>100分の102</u> (3) 3月未満 <u>100分の51</u>	第3条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在)において、期末手当基礎額(職員の給与に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。)に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6月 <u>100分の172.5</u> (2) 3月以上6月未満 <u>100分の103.5</u> (3) 3月未満 <u>100分の51.75</u>

監査委員の給与等に関する条例(昭和26年神奈川県条例第8号)新旧対照表

<第5条関係>

改 正	現 行
第6条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在)において、期末手当基礎額(職員の給与に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。)に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6月 <u>100分の172.5</u> (2) 3月以上6月未満 <u>100分の103.5</u> (3) 3月未満 <u>100分の51.75</u>	第6条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在)において、期末手当基礎額(職員の給与に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。)に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6月 <u>100分の167.5</u> (2) 3月以上6月未満 <u>100分の100.5</u> (3) 3月未満 <u>100分の50.25</u>

<第6条関係>

改 正	現 行
第6条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在)において、期末手当基礎額(職員の給与に関する条例第15条第5項の規定	第6条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在)において、期末手当基礎額(職員の給与に関する条例第15条第5項の規定

改 正	現 行
<p>の例により算定した額をいう。)に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の170</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の102</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の51</u></p>	<p>の例により算定した額をいう。)に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の172.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の103.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の51.75</u></p>

公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和41年神奈川県条例第51号）新旧対照表
<第7条関係>

改 正	現 行
<p>第4条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（企業職員の期末手当に係る職員の給与に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）第15条第5項の規定に相当する規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の172.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の103.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の51.75</u></p>	<p>第4条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（企業職員の期末手当に係る職員の給与に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）第15条第5項の規定に相当する規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の167.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の100.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の50.25</u></p>

<第8条関係>

改 正	現 行
<p>第4条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（企業職員の期末手当に係る職員の給与に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）第15条第5項の規定に相当する規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の170</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の102</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の51</u></p>	<p>第4条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（企業職員の期末手当に係る職員の給与に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）第15条第5項の規定に相当する規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の172.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の103.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の51.75</u></p>

特別職の秘書の職の指定等に関する条例（平成20年神奈川県条例第5号）新旧対照表

<第9条関係>

改 正	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、退職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の172.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の103.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の51.75</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、退職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の167.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の100.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の50.25</u></p>

<第10条関係>

改 正	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、退職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の170</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の102</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の51</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、退職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の172.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の103.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の51.75</u></p>

2 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年神奈川県条例第41号）新旧対照表

〈第1条関係〉

改 正	現 行
<p>第7条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に同項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の227.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の136.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の68.25</u></p>	<p>第7条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に同項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の222.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の133.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の66.75</u></p>

〈第2条関係〉

改 正	現 行
<p>第7条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に同項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の225</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の135</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の67.5</u></p>	<p>第7条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に同項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の227.5</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の136.5</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の68.25</u></p>

3 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例関連の給料表・新旧対照表

行政職給料表(1)(令和元年度の改定)

※「改定額」は現行の給料月額との比較

職員の区分	職務の級 号給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	<u>146,100</u>	2,000	<u>195,500</u>	1,500	<u>231,500</u>	1,500	<u>264,200</u>	1,200	<u>289,700</u>	800
	2	<u>147,200</u>	2,000	<u>197,300</u>	1,500	<u>233,100</u>	1,500	<u>266,000</u>	1,100	<u>291,900</u>	800
	3	<u>148,400</u>	2,000	<u>199,100</u>	1,500	<u>234,600</u>	1,500	<u>267,800</u>	1,100	<u>294,000</u>	600
	4	<u>149,500</u>	2,000	<u>200,900</u>	1,500	<u>236,200</u>	1,500	<u>269,900</u>	1,100	<u>296,000</u>	500
	5	<u>150,600</u>	2,000	<u>202,400</u>	1,500	<u>237,600</u>	1,500	<u>271,600</u>	1,100	<u>297,900</u>	500
	6	<u>151,700</u>	2,000	<u>204,200</u>	1,500	<u>239,300</u>	1,500	<u>273,400</u>	1,000	<u>300,000</u>	300
	7	<u>152,800</u>	2,000	<u>206,000</u>	1,500	<u>240,800</u>	1,500	<u>275,200</u>	900	<u>302,200</u>	200
	8	<u>153,900</u>	2,000	<u>207,800</u>	1,500	<u>242,400</u>	1,500	<u>277,200</u>	800	<u>304,200</u>	
	9	<u>155,000</u>	2,000	<u>209,400</u>	1,500	<u>243,500</u>	1,400	<u>279,200</u>	800	<u>306,100</u>	
	10	<u>156,300</u>	1,900	<u>211,200</u>	1,500	<u>245,000</u>	1,400	<u>281,200</u>	800	<u>308,400</u>	
	11	<u>157,600</u>	1,900	<u>213,000</u>	1,500	<u>246,600</u>	1,400	<u>283,100</u>	600	<u>310,600</u>	
	12	<u>158,900</u>	1,900	<u>214,800</u>	1,500	<u>247,900</u>	1,300	<u>285,000</u>	500	<u>312,900</u>	
	13	<u>160,100</u>	1,800	<u>216,200</u>	1,500	<u>249,400</u>	1,300	<u>287,000</u>	500	<u>315,000</u>	
	14	<u>161,600</u>	1,800	<u>218,000</u>	1,500	<u>250,800</u>	1,200	<u>288,900</u>	300	<u>317,100</u>	
	15	<u>163,100</u>	1,800	<u>219,700</u>	1,500	<u>252,100</u>	1,200	<u>290,800</u>	200	<u>319,300</u>	
	16	<u>164,700</u>	1,800	<u>221,500</u>	1,500	<u>253,500</u>	1,200	<u>292,600</u>		<u>321,400</u>	
	17	<u>165,900</u>	1,700	<u>223,200</u>	1,500	<u>255,000</u>	1,200	<u>294,400</u>		<u>323,300</u>	
	18	<u>167,400</u>	1,700	<u>224,900</u>	1,500	<u>256,500</u>	1,100	<u>296,400</u>		<u>325,300</u>	
	19	<u>168,900</u>	1,700	<u>226,500</u>	1,500	<u>258,200</u>	1,100	<u>298,500</u>		<u>327,300</u>	
	20	<u>170,400</u>	1,700	<u>228,100</u>	1,500	<u>260,000</u>	1,100	<u>300,500</u>		<u>329,300</u>	
	21	<u>171,700</u>	1,600	<u>229,500</u>	1,500	<u>261,600</u>	1,100	<u>302,400</u>		<u>331,000</u>	
	22	<u>174,400</u>	1,600	<u>231,200</u>	1,500	<u>263,300</u>	1,000	<u>304,500</u>		<u>333,100</u>	
	23	<u>177,000</u>	1,600	<u>232,800</u>	1,500	<u>264,900</u>	900	<u>306,500</u>		<u>335,100</u>	
	24	<u>179,600</u>	1,600	<u>234,400</u>	1,500	<u>266,500</u>	800	<u>308,600</u>		<u>337,200</u>	
	25	<u>182,200</u>	1,500	<u>235,400</u>	1,400	<u>268,400</u>	800	<u>310,300</u>		<u>338,600</u>	
	26	<u>183,900</u>	1,500	<u>236,900</u>	1,400	<u>270,200</u>	700	<u>312,400</u>		<u>340,500</u>	
	27	<u>185,600</u>	1,500	<u>238,300</u>	1,400	<u>271,900</u>	600	<u>314,400</u>		<u>342,400</u>	
	28	<u>187,300</u>	1,500	<u>239,500</u>	1,300	<u>273,600</u>	500	<u>316,400</u>		<u>344,300</u>	
	29	<u>188,800</u>	1,500	<u>240,700</u>	1,200	<u>275,300</u>	500	<u>318,100</u>		<u>345,900</u>	
	30	<u>190,500</u>	1,500	<u>241,900</u>	1,200	<u>277,000</u>	300	<u>320,100</u>		<u>347,800</u>	
	31	<u>192,300</u>	1,500	<u>242,900</u>	1,200	<u>278,800</u>	200	<u>322,200</u>		<u>349,700</u>	
	32	<u>193,900</u>	1,500	<u>244,100</u>	1,200	<u>280,300</u>		<u>324,300</u>		<u>351,500</u>	
	33	<u>195,500</u>	1,500	<u>245,400</u>	1,200	<u>281,800</u>		<u>325,500</u>		<u>353,400</u>	
	34	<u>196,900</u>	1,500	<u>246,400</u>	1,100	<u>283,700</u>		<u>327,500</u>		<u>355,200</u>	
	35	<u>198,400</u>	1,500	<u>247,600</u>	1,100	<u>285,500</u>		<u>329,400</u>		<u>357,000</u>	
	36	<u>199,900</u>	1,500	<u>248,900</u>	1,100	<u>287,400</u>		<u>331,500</u>		<u>358,700</u>	
	37	<u>201,200</u>	1,500	<u>249,800</u>	1,100	<u>289,000</u>		<u>333,400</u>		<u>360,100</u>	
	38	<u>202,500</u>	1,500	<u>251,100</u>	1,000	<u>290,700</u>		<u>335,300</u>		<u>361,400</u>	
	39	<u>203,700</u>	1,500	<u>252,300</u>	800	<u>292,500</u>		<u>337,300</u>		<u>362,800</u>	
	40	<u>205,000</u>	1,500	<u>253,600</u>	700	<u>294,300</u>		<u>339,200</u>		<u>364,200</u>	
	41	<u>206,300</u>	1,500	<u>255,000</u>	700	<u>295,800</u>		<u>341,100</u>		<u>365,500</u>	
	42	<u>207,600</u>	1,500	<u>256,400</u>	700	<u>297,500</u>		<u>343,000</u>		<u>366,400</u>	
	43	<u>208,900</u>	1,500	<u>257,600</u>	500	<u>299,000</u>		<u>344,800</u>		<u>367,500</u>	
	44	<u>210,200</u>	1,500	<u>258,800</u>	400	<u>300,600</u>		<u>346,700</u>		<u>368,600</u>	

職員の区分	職務の級 号給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	45	<u>211,300</u>	1,500	<u>260,000</u>	400	<u>302,200</u>		<u>348,200</u>		<u>369,400</u>	
	46	<u>212,600</u>	1,500	<u>261,200</u>	300	<u>303,900</u>		<u>349,600</u>		<u>370,300</u>	
	47	<u>213,900</u>	1,500	<u>262,500</u>	200	<u>305,500</u>		<u>351,100</u>		<u>371,200</u>	
	48	<u>215,200</u>	1,500	<u>263,600</u>		<u>307,200</u>		<u>352,600</u>		<u>372,100</u>	
	49	<u>216,300</u>	1,500	<u>264,700</u>		<u>308,100</u>		<u>354,200</u>		<u>373,000</u>	
	50	<u>217,400</u>	1,500	<u>265,800</u>		<u>309,600</u>		<u>355,000</u>		<u>373,800</u>	
	51	<u>218,400</u>	1,500	<u>267,100</u>		<u>311,100</u>		<u>356,200</u>		<u>374,600</u>	
	52	<u>219,500</u>	1,500	<u>268,400</u>		<u>312,700</u>		<u>357,200</u>		<u>375,400</u>	
	53	<u>220,600</u>	1,500	<u>269,400</u>		<u>314,300</u>		<u>358,100</u>		<u>376,100</u>	
	54	<u>221,600</u>	1,500	<u>270,500</u>		<u>315,900</u>		<u>359,200</u>		<u>376,800</u>	
	55	<u>222,500</u>	1,500	<u>271,800</u>		<u>317,500</u>		<u>360,100</u>		<u>377,500</u>	
	56	<u>223,500</u>	1,500	<u>273,100</u>		<u>319,000</u>		<u>361,200</u>		<u>378,200</u>	
	57	<u>223,800</u>	1,400	<u>274,000</u>		<u>320,500</u>		<u>362,100</u>		<u>378,700</u>	
	58	<u>224,600</u>	1,300	<u>275,000</u>		<u>321,700</u>		<u>362,800</u>		<u>379,300</u>	
	59	<u>225,400</u>	1,300	<u>275,900</u>		<u>322,900</u>		<u>363,500</u>		<u>379,900</u>	
	60	<u>226,100</u>	1,200	<u>277,000</u>		<u>324,100</u>		<u>364,200</u>		<u>380,600</u>	
	61	<u>226,800</u>	1,200	<u>278,100</u>		<u>324,800</u>		<u>364,600</u>		<u>381,000</u>	
	62	<u>227,800</u>	1,200	<u>279,100</u>		<u>325,700</u>		<u>365,200</u>		<u>381,700</u>	
	63	<u>228,600</u>	1,200	<u>280,000</u>		<u>326,500</u>		<u>365,900</u>		<u>382,300</u>	
	64	<u>229,400</u>	1,100	<u>281,000</u>		<u>327,300</u>		<u>366,600</u>		<u>382,900</u>	
	65	<u>230,100</u>	1,100	<u>281,500</u>		<u>328,200</u>		<u>366,900</u>		<u>383,300</u>	
	66	<u>230,800</u>	1,000	<u>282,400</u>		<u>328,600</u>		<u>367,600</u>		<u>383,900</u>	
	67	<u>231,700</u>	1,000	<u>283,100</u>		<u>329,300</u>		<u>368,300</u>		<u>384,500</u>	
	68	<u>232,700</u>	1,000	<u>284,000</u>		<u>330,100</u>		<u>369,000</u>		<u>385,100</u>	
	69	<u>233,400</u>	1,000	<u>285,000</u>		<u>330,900</u>		<u>369,300</u>		<u>385,500</u>	
	70	<u>234,000</u>	900	<u>285,800</u>		<u>331,600</u>		<u>369,900</u>		<u>386,000</u>	
	71	<u>234,500</u>	800	<u>286,600</u>		<u>332,300</u>		<u>370,600</u>		<u>386,500</u>	
	72	<u>235,200</u>	700	<u>287,400</u>		<u>333,000</u>		<u>371,200</u>		<u>387,100</u>	
	73	<u>236,000</u>	700	<u>288,200</u>		<u>333,500</u>		<u>371,500</u>		<u>387,400</u>	
	74	<u>236,600</u>	600	<u>288,700</u>		<u>334,100</u>		<u>372,100</u>		<u>388,100</u>	
	75	<u>237,200</u>	500	<u>289,100</u>		<u>334,600</u>		<u>372,800</u>		<u>388,800</u>	
	76	<u>237,700</u>	400	<u>289,600</u>		<u>335,200</u>		<u>373,400</u>		<u>389,300</u>	
	77	<u>238,400</u>	400	<u>289,800</u>		<u>335,500</u>		<u>373,800</u>		<u>389,600</u>	
	78	<u>239,100</u>	300	<u>290,100</u>		<u>336,000</u>		<u>374,300</u>		<u>390,300</u>	
	79	<u>239,800</u>	200	<u>290,300</u>		<u>336,400</u>		<u>374,900</u>		<u>391,000</u>	
	80	<u>240,300</u>		<u>290,700</u>		<u>336,900</u>		<u>375,400</u>		<u>391,700</u>	
	81	<u>240,800</u>		<u>290,900</u>		<u>337,300</u>		<u>375,900</u>		<u>392,200</u>	
	82	<u>241,500</u>		<u>291,100</u>		<u>337,800</u>		<u>376,500</u>		<u>392,900</u>	
	83	<u>242,200</u>		<u>291,500</u>		<u>338,300</u>		<u>377,000</u>		<u>393,600</u>	
	84	<u>242,900</u>		<u>291,800</u>		<u>338,800</u>		<u>377,300</u>		<u>394,200</u>	
	85	<u>243,500</u>		<u>292,100</u>		<u>339,100</u>		<u>377,800</u>		<u>394,700</u>	
	86	<u>244,200</u>		<u>292,400</u>		<u>339,500</u>		<u>378,400</u>		<u>395,300</u>	
	87	<u>244,900</u>		<u>292,700</u>		<u>340,000</u>		<u>379,000</u>		<u>395,900</u>	
	88	<u>245,600</u>		<u>293,100</u>		<u>340,400</u>		<u>379,600</u>		<u>396,500</u>	

再任職員以外の職員

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	89	246,100		293,400		340,700		380,200		397,200	
	90	246,600		293,800		341,100		380,800		397,800	
	91	246,900		294,100		341,600		381,400		398,400	
	92	247,300		294,500		342,000		382,000		399,000	
	93	247,600		294,700		342,200		382,700		399,700	
	94			294,900		342,600		383,300		400,300	
	95			295,200		343,100		383,900		400,900	
	96			295,600		343,500		384,500		401,500	
	97			295,800		343,700		385,200		402,200	
	98			296,100		344,100		385,800		402,800	
	99			296,500		344,500		386,400		403,400	
	100			296,900		344,800		387,000		404,000	
	101			297,100		345,100		387,700		404,700	
	102			297,400		345,500		388,300			
	103			297,800		345,900		388,900			
	104			298,100		346,300		389,500			
	105			298,300		346,800		390,200			
	106			298,600		347,200					
	107			299,000		347,600					
	108			299,300		348,000					
	109			299,500		348,500					
	110			299,900		348,900					
	111			300,300		349,200					
	112			300,600		349,500					
	113			300,800		350,000					
	114			301,000							
	115			301,300							
	116			301,700							
	117			301,900							
	118			302,100							
	119			302,400							
	120			302,700							
	121			303,100							
	122			303,300							
	123			303,600							
	124			303,900							
	125			304,200							
再任 用職 員		187,700		235,200		255,200		274,600		289,700	

職員の区分	職務の級 号給	6 級		7 級		8 級		9 級		10 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	319,200		362,900		408,100		458,400		521,700	
	2	321,400		365,500		410,500		461,500		524,600	
	3	323,700		367,900		413,000		464,500		527,700	
	4	325,900		370,500		415,400		467,500		530,800	
	5	328,100		372,400		417,300		470,500		533,900	
	6	330,100		374,900		419,600		473,500		536,200	
	7	332,300		377,200		421,700		476,500		538,700	
	8	334,500		379,700		423,900		479,600		541,100	
	9	336,400		382,100		425,900		482,300		543,500	
	10	338,600		384,800		428,000		485,400		545,300	
	11	340,600		387,400		430,100		488,400		547,100	
	12	342,800		390,100		432,200		491,500		549,000	
	13	344,600		392,500		433,900		494,200		550,700	
	14	346,600		394,800		435,700		496,500		552,100	
	15	348,600		397,000		437,700		498,800		553,400	
	16	350,600		399,400		439,700		501,100		554,700	
	17	352,300		401,200		441,600		503,200		556,100	
	18	354,300		403,200		443,400		504,600		557,200	
	19	356,100		405,100		445,200		506,100		558,400	
	20	358,000		406,900		446,900		507,500		559,600	
	21	359,900		408,800		448,700		508,700		560,800	
	22	361,800		410,600		450,200		510,100			
	23	363,800		412,400		451,600		511,600			
	24	365,700		414,300		453,100		513,100			
	25	367,700		416,100		454,500		514,200			
	26	369,600		417,600		455,800		515,300			
	27	371,600		419,100		457,100		516,500			
	28	373,600		420,700		458,300		517,700			
	29	375,100		422,300		459,300		518,700			
	30	376,900		423,600		460,000		519,600			
	31	378,700		424,900		460,800		520,500			
	32	380,300		426,100		461,500		521,400			
	33	382,100		427,300		462,200		522,200			
	34	383,500		428,600		463,000		523,100			
	35	385,000		429,900		463,700		523,900			
	36	386,600		431,100		464,300		524,600			
	37	388,000		432,300		464,900		525,500			
	38	389,200		433,100		465,600		526,400			
	39	390,400		433,900		466,300		527,300			
	40	391,500		434,700		467,100		528,100			
	41	392,600		435,300		467,900		529,000			
	42	393,800		436,000		468,600					
	43	395,000		436,700		469,400					
	44	396,100		437,400		470,000					

職員の区分	職務の級 号給	6 級		7 級		8 級		9 級		10 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	45	396,800		438,200		470,700					
	46	397,500		439,000							
	47	398,200		439,400							
	48	398,900		440,100							
	49	399,500		440,700							
	50	400,100		441,400							
	51	400,600		442,100							
	52	401,300		442,900							
	53	402,000		443,500							
	54	402,700		444,300							
	55	403,400		445,100							
	56	403,900		445,700							
	57	404,500		446,300							
	58	405,100		447,000							
	59	405,700		447,800							
	60	406,300		448,600							
	61	406,800		449,200							
	62	407,500		449,900							
	63	408,100		450,600							
	64	408,600		451,300							
	65	408,900		452,100							
	66	409,500									
	67	410,200									
	68	410,700									
	69	411,200									
	70	411,900									
	71	412,600									
	72	413,300									
	73	413,700									
	74	414,400									
	75	415,100									
	76	415,800									
	77	416,300									
	78	417,000									
	79	417,700									
	80	418,400									
	81	418,900									
	82	419,600									
	83	420,300									
	84	421,000									
	85	421,500									
	86	422,200									
	87	422,900									
88	423,600										

職員の区分	職務の級 号給	6 級		7 級		8 級		9 級		10 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	89	424,100									
	90	424,800									
	91	425,500									
	92	426,200									
	93	426,700									
	94										
	95										
	96										
	97										
	98										
	99										
	100										
	101										
	102										
	103										
	104										
	105										
	106										
	107										
	108										
	109										
	110										
	111										
	112										
	113										
	114										
	115										
	116										
	117										
	118										
	119										
	120										
	121										
	122										
	123										
	124										
	125										
再任用職員		315,100		356,800		389,900		441,000		521,400	

職員の給与に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）新旧対照表

〈第1条関係〉

改 正	現 行
<p>第1条～第14条の3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し_____、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第15条の2・第15条の3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し_____、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の97.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の117.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第16条の2～第22条 (略)</p>	<p>第1条～第14条の3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第15条の2・第15条の3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の92.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の112.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第16条の2～第22条 (略)</p>

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）新旧対照表

〈第2条関係〉

改 正	現 行
<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(給料表)</p> <p>第3条 (略)</p>	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(給料表)</p> <p>第3条 (略)</p>

改 正	現 行
<p>2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員_____以外の全ての職員に適用するものとする。</p> <p>第4条（略） （初任給、昇給等の基準）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 55歳（人事委員会規則で定める職員にあつては、57歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）に達した日以後における最初の3月31日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（行政職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもののうち人事委員会規則で定める職員及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、3号給）」とあるのは、「<u>0</u>」とする。</p> <p>6～9（略）</p> <p>第5条の2～第9条の3（略） （住居手当）</p> <p>第9条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額<u>1万6,000円</u>を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（県が設置する公舎に入居している職員その他人事委員会規則で定める職員を除く。）</p> <p>(2) 第9条の6第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（県が設置する公舎その他人事委員会規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額<u>1万6,000円</u>を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号及び第2号に<u>定める額</u>）</p>	<p>2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員（以下「<u>臨時的任用職員</u>」という。）以外の全ての職員に適用するものとする。</p> <p>第4条（略） （初任給、昇給等の基準）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 55歳（人事委員会規則で定める職員にあつては、57歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）に達した日以後における最初の3月31日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（行政職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもののうち人事委員会規則で定める職員及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、3号給）」とあるのは、「<u>1号給</u>」とする。</p> <p>6～9（略）</p> <p>第5条の2～第9条の3（略） （住居手当）</p> <p>第9条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額<u>1万2,000円</u>を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（県が設置する公舎に入居している職員その他人事委員会規則で定める職員を除く。）</p> <p>(2) 第9条の6第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（県が設置する公舎その他人事委員会規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額<u>1万2,000円</u>を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号及び第2号に<u>掲げる額</u>）</p>

改 正	現 行
<p>の合計額)とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額</p> <p>ア 月額2万7,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万6,000円を控除した額</p> <p>イ 月額2万7,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万7,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が1万7,500円を超えるときは、1万7,500円)を1万1,000円に加算した額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第9条の5～第15条の3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95(特定幹部職員にあつては、100分の115)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第16条の2～第18条の3 (略)</p> <p>第19条 削除</p> <p>第20条～第22条 (略)</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p>	<p>の合計額)とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額</p> <p>ア 月額2万3,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万2,000円を控除した額</p> <p>イ 月額2万3,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が1万7,500円を超えるときは、1万7,500円)を1万1,000円に加算した額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第9条の5～第15条の3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の97.5(特定幹部職員にあつては、100分の117.5)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第16条の2～第18条の3 (略)</p> <p>(臨時的任用職員の給与)</p> <p>第19条 臨時的任用職員については、別に人事委員会規則で定めるところにより給与を支給する。</p> <p>第20条～第22条 (略)</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p>

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">行政職給料表(1)</p> <p>(略)</p> <p>備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</p> <p>別表第2～別表第11 (略)</p>	<p style="text-align: center;">行政職給料表(1)</p> <p>(略)</p> <p>備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び臨時的任用職員を除く。</p> <p>別表第2～別表第11 (略)</p>

4 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
関連の新旧対照表

任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号）新旧対照表
〈第1条関係〉

改 正	現 行																																
<p>第1条～第4条（略） （給与に関する特例）</p> <p>第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号 給</th> <th style="text-align: center;">給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">397,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">456,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">516,300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">596,300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">693,300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">791,300</td> </tr> </tbody> </table>	号 給	給 料 月 額		円	1	397,000	2	456,000	3	516,300	4	596,300	5	693,300	6	791,300	<p>第1条～第4条（略） （給与に関する特例）</p> <p>第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号 給</th> <th style="text-align: center;">給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">396,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">456,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">516,300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">596,300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">693,300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">791,300</td> </tr> </tbody> </table>	号 給	給 料 月 額		円	1	396,000	2	456,000	3	516,300	4	596,300	5	693,300	6	791,300
号 給	給 料 月 額																																
	円																																
1	397,000																																
2	456,000																																
3	516,300																																
4	596,300																																
5	693,300																																
6	791,300																																
号 給	給 料 月 額																																
	円																																
1	396,000																																
2	456,000																																
3	516,300																																
4	596,300																																
5	693,300																																
6	791,300																																
<p>2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号 給</th> <th style="text-align: center;">給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">331,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">367,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">394,000</td> </tr> </tbody> </table>	号 給	給 料 月 額		円	1	331,000	2	367,000	3	394,000	<p>2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号 給</th> <th style="text-align: center;">給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">330,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">366,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">394,000</td> </tr> </tbody> </table>	号 給	給 料 月 額		円	1	330,000	2	366,000	3	394,000												
号 給	給 料 月 額																																
	円																																
1	331,000																																
2	367,000																																
3	394,000																																
号 給	給 料 月 額																																
	円																																
1	330,000																																
2	366,000																																
3	394,000																																
<p>3～5（略） （給与条例の適用除外等）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号。以下「任期付研究員条例」という。）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項及び給与条例第14条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採</p>	<p>3～5（略） （給与条例の適用除外等）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号。以下「任期付研究員条例」という。）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項及び給与条例第14条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採</p>																																

改 正	現 行
<p>用された職員」と、給与条例第15条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」</p> <p>と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例」と、同条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>第7条 (略)</p>	<p>用された職員」と、給与条例第15条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」</p> <p>と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例」と、同条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>第7条 (略)</p>

〈第2条関係〉

改 正	現 行
<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号。以下「任期付研究員条例」という。）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項及び給与条例第14条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の170</u>」</p> <p>と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例」と、同条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>第7条 (略)</p>	<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号。以下「任期付研究員条例」という。）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項及び給与条例第14条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」</p> <p>と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例」と、同条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>第7条 (略)</p>

任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号）新旧対照表

〈第3条関係〉

改 正	現 行																																				
<p>第1条～第6条（略） （給与に関する特例）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号 給</th> <th style="text-align: center;">給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">375,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">422,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">472,300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">533,300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">608,300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">710,300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;">830,300</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4（略） （給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定並びに学校職員給与条例第18条の2第1項及び第2項、第18条の3、第19条第2項並びに第27条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項及び学校職員給与条例第18条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の2第2項及び第14条の3並びに学校職員給与条例第18条の2第2項及び第18条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項及び学校職員給与条例第19条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条</p>	号 給	給 料 月 額		円	1	375,000	2	422,000	3	472,300	4	533,300	5	608,300	6	710,300	7	830,300	<p>第1条～第6条（略） （給与に関する特例）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号 給</th> <th style="text-align: center;">給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">374,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">422,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">472,300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">533,300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">608,300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">710,300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;">830,300</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4（略） （給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定並びに学校職員給与条例第18条の2第1項及び第2項、第18条の3、第19条第2項並びに第27条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項及び学校職員給与条例第18条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の2第2項及び第14条の3並びに学校職員給与条例第18条の2第2項及び第18条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項及び学校職員給与条例第19条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条</p>	号 給	給 料 月 額		円	1	374,000	2	422,000	3	472,300	4	533,300	5	608,300	6	710,300	7	830,300
号 給	給 料 月 額																																				
	円																																				
1	375,000																																				
2	422,000																																				
3	472,300																																				
4	533,300																																				
5	608,300																																				
6	710,300																																				
7	830,300																																				
号 給	給 料 月 額																																				
	円																																				
1	374,000																																				
2	422,000																																				
3	472,300																																				
4	533,300																																				
5	608,300																																				
6	710,300																																				
7	830,300																																				

改 正	現 行
<p>例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項及び学校職員給与条例第27条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例」と、給与条例第21条第2項及び学校職員給与条例第27条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付職員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第9条 (略)</p>	<p>例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項及び学校職員給与条例第27条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例」と、給与条例第21条第2項及び学校職員給与条例第27条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付職員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第9条 (略)</p>

〈第4条関係〉

改 正	現 行
<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定並びに学校職員給与条例第18条の2第1項及び第2項、第18条の3、第19条第2項並びに第27条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項及び学校職員給与条例第18条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の2第2項及び第14条の3並びに学校職員給与条例第18条の2第2項及び第18条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項及び学校職員給与条例第19条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項及び学校職員給与条例第27条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例」と、給与条例第21条第2項及び学校職員給</p>	<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定並びに学校職員給与条例第18条の2第1項及び第2項、第18条の3、第19条第2項並びに第27条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項及び学校職員給与条例第18条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の2第2項及び第14条の3並びに学校職員給与条例第18条の2第2項及び第18条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項及び学校職員給与条例第19条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項及び学校職員給与条例第27条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例」と、給与条例第21条第2項及び学校職員給</p>

改 正	現 行
<p>与条例第27条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付職員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第9条 (略)</p>	<p>与条例第27条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付職員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第9条 (略)</p>